

令和5年度新入生向け しゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金 紙申請の手引き

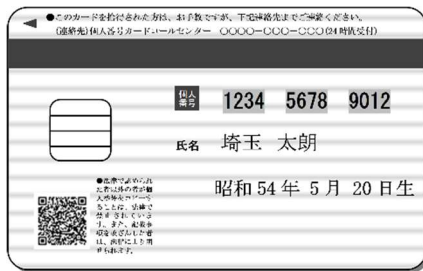
紙の書類で高等学校等就学支援金の申請をする場合は、以下の提出書類（③は該当者のみ）を提出用封筒に入れ、封をして学校が指定する日までに生徒を通じて学校に提出します。
保護者等が提出書類を持参又は郵送する場合は、2ページを参照してください。

〈提出書類〉

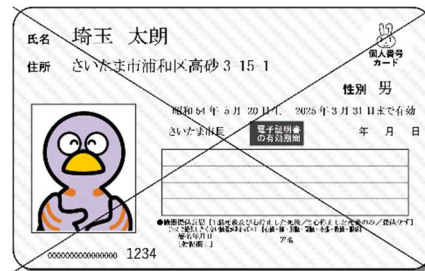
- ① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（別紙に記入例あり）
- ② 個人番号カード（写）等貼付台紙（別紙に記入例あり）

※ 保護者等のマイナンバーカード（裏面）の写しを貼り付けたもの（12桁のマイナンバーが記載された面を貼り付けます。）

マイナンバーカード（裏面）



※ 表面は貼り付けません。



〈マイナンバーカードをお持ちでない場合〉

マイナンバーカード（写）の代わりとして、以下の書類のいずれかを提出してください。

- ・ マイナンバーが記載された住民票（写しも可）
※ 保護者以外のマイナンバーを黒塗りして提出してください。
- ・ マイナンバー通知カードの写し
※ 通知カードに記載されている住所・氏名が申請時点と異なる場合は、マイナンバーが記載された住民票を提出してください。

③ その他、世帯の状況等により必要な書類

- ア 令和4年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている場合
→ 福祉事務所が発行する生活保護受給証明書（世帯全員の記載が必要です）
- イ 主たる生計維持者又は生徒本人のマイナンバーカード（写）等を提出する場合
→ 生徒本人の健康保険証の写し
- ウ 過去に別の高等学校等に在籍しており、就学支援金を受給していた場合
→ 高等学校等から送付される就学支援金の受給資格消滅通知

保護者等が申請書類を持参または郵送する場合は

保護者等のマイナンバーカード（写）等を提出する際に、保護者等の身元確認書類を提示又は提出する必要があります。（生徒が学校へ持参する場合は不要です。）

- ・持参する場合 → 書類を提出する際に、身元確認書類を提示してください。
- ・郵送する場合 → 身元確認書類の写しを申請書類と併せて提出してください。

保護者等の身元確認書類	
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	顔写真付身分証明書（次の①～⑤の書類から1点） ① 運転免許証又は運転経歴証明書 （交付年月日が平成30年4月1日以降のものに限る） ② 旅券（パスポート） ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ④ 在留カード、特別永住者証明書 ⑤ その他、本人の写真表示がある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの ※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は、以下の書類から2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

マイナンバーの代わりに課税証明書を提出する場合は

原則として、マイナンバーの記載された書類の提出をお願いしますが、代わりに市町村が発行する令和4年度課税証明書又は納税通知書※（写しも可）を提出することができます。

ただし、保護者全員分のマイナンバーを提出しない場合、**毎年度7月に所得確認のための収入状況届出書及び課税証明書の提出が必要になります。**

また、市町村が発行する課税証明書には、課税標準額（課税所得額）や市町村民税の調整控除の額が記載されていない場合があります。その場合は、高等学校等就学支援金に係る課税証明書の補足様式（別紙の【参考】を参照）が別途必要です。役場の窓口でお求めください。

※ 勤務先から送付される「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を所得確認書類として提出することはできません。

保護者全員分のマイナンバーを提出して就学支援金の受給資格が認定となった場合は、**毎年度の収入状況届出書及び所得確認書類の提出が不要になります。**

保護者全員分のマイナンバーの提出をお勧めします！



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

申請書記入例（表）

4月中の日付を記入します。

令和5年4月 8日

※ 太枠内は生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

生徒が在学する学校の名称		課程	学科
埼玉県立埼玉高等学校		全日制・定時制・通信制	普通 科
学年・組・番号	1年 1組 1番		
ふりがな	さいたま いちろう		
生徒の氏名	埼玉 一郎		

生徒の生年月日	平成19年 11月 14日	保護者等の電話番号	090-0000-XXXX
保護者等の電子メールアドレス	00000 @ XXXX.ne.jp		
生徒の住所	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和高砂3-15-1		

以下の3つのうち、申請をする場合は、こちらに☑をします。

受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

収入状況届 申請をしない場合は、こちらに☑のうえ、以下の該当する理由に☑をします。「その他」の場合は、理由を記入します。

不申請の申請書 (授業料を納付する必要があります。)

※ 申請しない理由 「課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」が304,200円以上のため。 その他 ()

※ 不申請の申請書に☑をする場合（申請をしない場合）は、以下の欄の記入は不要です。

次の事項を必ず確認のうえ、申請をする場合は、記載事項を確認のうえ、必ず☑をしてください。

1 この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

現在の高校の在籍状況について記入します。

高等学校等の在学期間	埼玉県立 埼玉 高等学校	令和5年 4月 8日 ~ 【うち支給停止（休学）期間】	学校の種類・課程・学科 高等学校（全日制）
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	年 月 日 ~ 【うち支給停止（休学）期間】	学校の種類・課程・学科
③過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	年 月 日 ~ 【うち支給停止（休学）期間】	学校の種類・課程・学科

過去に他の高等学校等に在学していた場合は、忘れずに記入してください。

※ 次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
 ・高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は48月）を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止（休学）期間は含めません。）

申請書記入例（裏）

【2 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分

4月～6月（個人番号カードの写し等又は令和4年度の課税証明書等を添付） 7月～翌年6月（個人番号カードの写し等又は令和5年度の課税証明書等を添付）

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等又は課税証明書等については次のとおりです。（次）

(2) -1 次の保護者

① 親権者（両親）
生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2名存在する場合

親権者1名分 ②に該当する場合は、次のいずれかに☑を付けてください。

(課税証明書) 課税を課された場合

② 親権者の1人又は個人番号カードの写し等
 ・離婚、死別
 ・親権者が存在しない等又は課税

未成年後見人
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）

④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）
 ・生徒が未成年であるが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合
 ・生徒が成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人
 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、生徒が成人に達している場合
 ・生徒が未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) -2 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
 例：児童相談所、児童養護施設、里親、ファミリーホーム等

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合、又は個人番号の指定を受けていない場合

父母両方のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、こちらに☑をします。

保護者1名分のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、②のうちいずれかに☑をします。
 離婚、死別等により保護者が1名の場合、又は保護者が2名いるが、育児放棄等の家庭の事情によりやむを得ず保護者のうち1名のマイナンバーカード（写）等を提出できない場合は、こちらに☑をします。

個人番号カードの写し等又は課税証明書は不要です。

氏名	さいたま たろう	保護者の氏名、生徒との続柄を記入します。
（ふりがな）	埼玉 太郎	父

※ 以下のいずれかに該当する場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
 ・収入の修正申告や税額の更正決定による課税標準額又は市町村民税の調整控除の額の変更があった場合
 ・離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合

【3 確認事項】（次の事項を必ず確認してください。）

- ・高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- ・高等学校等就学支援金の申請に係る授業料の取扱いについては、徴収猶予を希望します。
 ※ 審査の結果、高等学校等就学支援金の受給資格が不認定となった場合は、授業料を支払う必要があります。
 ※ 明らかに高等学校等就学支援金の支給がないと見込まれる場合は、徴収猶予ができないことがあります。

個人番号カード（写）等貼付台紙記入例

マイナンバーカード（写）等を提出する保護者の氏名及び生年月日を記入します。
保護者2名分のマイナンバーカード（写）等を提出する場合は、2名それぞれの氏名及び生年月日を記入します。

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請等のため、保護者等の個人番号を 1 名分提出します。
また、認定手続きに当たって、埼玉県が地方税関係情報を取得することに同意します。

学校名	課程	学科	学年	組	番号
埼玉県立埼玉高等学校	全日制 定時制 通信制	普通科	1	1	1

生徒	ふりがな	姓	さいたま	名	いちろう	住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
	氏名	埼玉 一郎		申請日現在の住所を記入します。			
	生年月日	昭和 平成	19	年	4		月

保護者等①	ふりがな	姓	さいたま	名	たろう	住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1			
	氏名 (同意者署名)	埼玉 太郎		申請日現在の住所と課税地（令和4年1月1日現在の住所）が異なる場合は、こちらに課税地を記入してください。					
	生年月日	昭和 平成	54	年	5		月	20	日
	生徒との続柄	親権者（父・母）その他（ ）							

令和4年1月1日時点で日本国内に在住していない、又は個人番号の指定を受けていない。

保護者等②	ふりがな	姓		名		保護者等②の個人番号カード(写)貼付欄			
	氏名 (同意者署名)								
	生年月日	昭和 平成		年			月		日
	生徒との続柄	親権者（父・母）その他（ ）							

住所
〒□□□□ □□□□

※ 個人番号が記載されている面(裏面)を上にして貼り付けてください。

令和4年1月1日時点で日本国内に在住していない、又は個人番号の指定を受けていない。

【参考】高等学校等就学支援金に係る課税証明書の補足様式

(別紙1)

埼玉 太郎 殿
(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

令和 4 年度（令和 3 年分）の所得等

● 課税所得額（課税標準額） 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。

(税額控除 内訳)

● 調整控除の額 〇, 〇〇〇 円

※ 市町村民税相当分

日付 令和 5 年 4 月 3 日

市区町村名 〇〇〇市

担当部局課名 市民税課

公印

※ お住まいの市町村により一部様式が異なる場合があります。